

平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求訴訟

原 告 坊 真彦 外49名

被 告 国

平成30年7月6日

## 準 備 書 面 8

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 渕 正 明



### 第1 はじめに

マイナンバー制度は、個人情報をひもづけるデータマッチングを可能とするとともに、制度上、これを予定している。

本書面では、マイナンバーを通じたデータマッチングから可能となるプロファイリングの手法とその危険性について指摘した上で、プロファイリングが憲法上の人権を侵害すること及び憲法の予定する統治制度そのものに及ぼす影響について述べる。そして、プロファイリングの危険と隣り合わせのマイナンバー制度は現行制度では違憲であることを述べる。

### 第2 プロファイリングの特徴とその危険性

1 プロファイリングとは「犯罪捜査において、犯罪の性質や特徴から、行動科学的に分析し、犯人の特徴を推論すること」（ウィキペディアより引用）とされる。ただし、これは犯罪捜査に限定した定義であり、現在ではマーケティング等他の分野においてもその用語が用いられている。

より一般的には、例えばEUデータ保護規則（「GDPR」という）によれば、

プロファイリングとは、自然人に関する特定の個人的側面を評価するために、特に、当該自然人の職務遂行能力、経済状況、健康、個人的選好、関心、信頼性、行動、位置もしくは動向を分析または予測するために、個人データを用いて行うあらゆる形式の自動化された個人データ処理をいうとされる（甲第30号証）。その意味するところは、概ね、大量のデータをもとに個人の精神的及び行動的特性を分析・評価して自動データ処理により予測することである。

## 2 プロファイリングの手法

より精密なプロファイリングのためには、いわゆるビッグデータの存在とAI（人工知能）の発達が欠かせない。

プロファイリングの基本的手法は、①大量のデータを収集してデータのプール（いわゆるビッグデータ）を作り【収集】、②これを分析してパターンや相関関係を引き出した上で【分析】、③引き出されたパターンや相関関係をデータベースに適用してデータベース登録者の趣味選好、健康状態、心理状態、性格、行動、能力及び信用力等を予測し【予測】、④この予測結果を特定の目的のために利用する【利用】というサイクルをとる。

実際にアメリカで行われていたプロファイリングの例として、無香料性ローションの購入履歴、特定のサプリメントの購入履歴、大きめのバッグの購入履歴などから、その購入者が女性である場合、妊娠している可能性が高いことがわかったため、顧客データの中から当該条件に合致する女性に向けてベビー用品のクーポンを送付して、販売促進に利用していた。この例では、妊娠の有無のみならず、出産予定日まで予測されていた（甲30）。

これは、ユーザーの過去の購入履歴から当該ユーザーの身体状態や選好を分析・予測し、その者の身体状態や選好に合致した商品をおすすめするという、特定個人を標的化したターゲッティング広告の典型例といえる。

妊娠しているか否かというのは、とりわけ妊娠初期においては秘匿性の高い個人情報であると思われるが、そのような情報が一見すると妊娠とは直接関係

のない商品の購入履歴から高い精度で予測され、実際のマーケティングに利用されていたのである。

### 3 現代社会におけるプロファイリングの特徴

先の例に見られる現代社会におけるプロファイリングの特徴としては、次の5点が指摘されている（甲30）。

第1に、データ量の膨大さ、いわゆるビッグデータと呼ばれるものである。

前述のプロファイリングの手法のうち①【収集】及び②【分析】については、特定の個人とデータとが結びつく必要はない。不特定多数人のデータがあれば、あとはコンピュータが自動的にパターンや相関関係を分析するのであり、ここで重要なのは、いかに多くのデータを収集するかということである。そのことが予測の精度を向上させることにつながる。データ量と予測精度とは比例関係にあるのであり、プロファイリングは、必然的に、データ収集にどん欲とならざるをえない。

第2に、自動性である。プロファイリングの各場面で自動化が進む。

①データ収集にどん欲になれば、コンピュータの処理能力さえ許せば、情報は選別せずに自動的に収集できるほうが望ましい。また、②パターンや相関関係の分析も自動化される。そして、③引き出されたパターンや相関関係をもとに、個人の選好等の予測もまた、自動的に処理されるのである。ここまでプロファイリングの各過程で人間の関与は基本的に必要なく、また、どのような分析によって個人の選好等の予測がなされたかについて人間が理解することも予定されていない。いわばブラックボックスであり、そのことが効率性の向上にも資する。

第3に、科学的信憑性（確からしさ）と訂正困難性である。

プロファイリングは、豊富なデータに基づき人間の直感を排して自動処理によって行われるため、それによって導かれる予測に対しては外見的な確からしさが備わる。本来、プロファイリングは確率的判断でしかないにもかかわらず、

豊富なデータ量に比例した予測精度の高さから、人はこれを科学的に裏付けられた客観的真実だと思いやすい。そのことは、仮に予測と真実とが異なった場合に、これを訂正することを困難ならしめる。プロファイリングによってその能力等を予測された特定個人が、実際は異なるとして、これを正すことは困難なのである。

第4に、使用データの意外性である。

前述の妊娠予測の例のように、無香料性ローション、特定のサプリメントや大きめのバッグ等の購入履歴といった一見すると妊娠との関連性が明らかでないデータが使用されて、妊娠や出産予定日といった秘匿性の高い情報の予測が可能となっている。われわれの何気ない行動や言動であっても、これを収集・分析することにより個人が秘密にしておきたい情報を高い精度で予測できるのである。

第5に、プロファイリング項目の広範性、細目性である。

前述の妊娠予測の例でいえば、妊娠のみならず出産予定日までプロフィリングによって予測されている。大量のデータ収集及びデータ処理が可能となり、予測の項目がより広範に、より細かい個人的情報まで予測・評価できるようになってきている。

#### 4 プロファイリングの危険性

##### (1) プライバシーの喪失

プロファイリングの危険性として最もわかりやすいのは、個人のプライバシーが失われかねないことであろう。現代でのプロファイリングの特徴である使用データの意外性は、われわれが日常、特段、秘密にすべきと考えていない情報から、個人情報保護法が特に秘匿性の高い情報として保護している要配慮個人情報を推知（収集）することすらも可能となることを意味している。

##### (2) 訂正困難性

また、現代のプロファイリングの特徴の一つである科学的信憑性（確からしさ）と訂正困難性は、そのままプロファイリングの危険性といえる。

たとえば、報道によれば、中国ではビッグデータに基づいて個人の信用力を査定するサービスが開始されている（アリババグループの「芝麻（ゴマ）信用」による信用スコア）。「芝麻信用」は個人の信用力を数値化するもので、スコア評価の要素は大きく5つあるといわれ、具体的には、年齢・学歴・職業等、資産等、クレジットカード利用に伴う返済履歴等、SNSなどの交流関係、趣味嗜好や生活行動だとされる。

個人は、「芝麻信用」で利用されている個人情報が何か、分析評価にどのようなアルゴリズムが用いられているか等を知ることはできず、出された信用スコアに対する反論機会も与えられていない。たとえば、ある程度の資産を有していてもSNSなどの交流関係や趣味嗜好の要素において低い評価を受ければ、信用力がないと判断されることにより、社会生活のさまざまな場面で不当な差別にさらされ、これを是正する機会も与えられていない。個人にできるのは、信用スコアを上げる行動のみである。

ビッグデータにもとづく評価判断は、同じような属性をもつ集団に属する者の能力や選好等を予測するものであり、集団属性によって個人を類型的に捉えることをその本質としている。そのため、この評価判断について特定個人による訂正是予定されておらず、訂正是困難である。

### (3) 過去の呪縛

いわゆるビッグデータは、データ量が多くなるほど予測精度が高まるため、自動化と相まって、データ収集にどん欲になることを指摘した。特定個人の行動や能力等の予測精度向上のためには、当該個人が生まれてからのあらゆる情報が収集されることが望ましい。

加えて、インターネットの発達により情報流通が容易になった現代社会では、個人が意図せず自己の個人情報をインターネット上の情報網に提供する

ことは日常的に起こりうるし、一度インターネット上の情報網に載った情報を完全に消去することはほぼ不可能である。

その結果、個人は自らの過去から逃れることができない。

自身の過去から逃れることができないだけではない。個人の身体的特徴や特定の病気への罹患率などは、その両親ら先祖に遡ることにより、より正確に予測できることは周知の事実である。使用データの意外性、プロファイリング項目の広範性、細目性からすると、プロファイリングにより予測される項目は単に病気の罹患率等にとどまらない。さまざまな項目について、個人は自身の「生まれる前の」過去からも逃れることができず、「生まれる前の」過去を加味して予測・評価されかねない。

#### (4) 自己決定の歪み

プロファイリングによって、個人の選好に合致した情報を当該個人に提供することが可能となる。このことは逆に、当該個人の選好に合致しないとコンピュータが判断した情報は提供されないことを意味する。

プロファイリングにより当該ユーザーの選好に合っていないと判断された情報がフィルタリングされ、人がその選好に合っていると判断された情報のみに取り囲まれる状態は「フィルターバブル」と呼ばれる（甲30）。

マイナンバー制度においても、国によれば、マイナポータルによって「行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる」等と広報されている（甲第31号証）。

もっとも、現代のプロファイリングの特徴の一つは自動性である。情報の収集・分析・予測がいずれも自動化されており、自動的に類型化された特定集団に属する個人に対して、国は、特定の情報を流すことが可能となる。しかもこの情報提供もまた自動的に処理することができる。

つまり、マイナポータルは、「個人に合ったきめ細やかなお知らせ」を提供するだけではなく、国が個人を「フィルターバブル」の状態に置くことも可

能にするのである。

個人が自己決定するに際しては、さまざまな情報を個人が能動的に取捨選択した上で一定の判断することにより、適切な自己決定が可能となると考えられる。これに対し、「フィルターバブル」の状態では、個人は特定の情報を受け取らざるのであり、しかも、その情報は価値中立の情報とは限らない。個人は一方的に与えられた情報にもとづいて判断することになりかねず、その自己決定に歪みが生じかねないのである。

### 第3 プロファイリングの憲法上の問題点

#### 1 自己情報コントロール権に対する侵害

個人が自己の情報をコントロールできる権利は、現代社会においては憲法上の人権である（憲法13条）。住基ネット最高裁判決のいう個人の私生活上の自由の一つとして何人もが有する「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」も、自己情報コントロール権の一部である。そして個人情報保護法は、要配慮個人情報の収集には原則として当該個人の事前同意を必要としている（同法17条2項）。これは、住基ネット最高裁判決のいう「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を前提に、これに配慮する趣旨の規定だと考えられる。

しかし、前述の妊娠予測の例のように、プロファイリングは本人の同意がないままに個人のセンシティブな情報を第三者が「収集」することを可能にする。これは、個人情報保護法の趣旨を没却し、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示されない自由」に対する侵害といえるものである。

#### 2 選挙の公正を害するおそれ

公正な選挙は、いうまでもなく、民主主義の根幹である。

ところが、現代のプロファイリングは、有権者の投票行動に影響を与えることがわかつており、選挙結果にすらも影響を与える可能性がある。

有名な例として挙げられるのが2010年のアメリカ連邦議会議員の中間選挙に合わせて行われたフェイスブック（Facebook）を用いた社会実験である。この社会実験によれば、フェイスブックの画面上に最寄りの投票所の場所、既に投票を済ませた友人の写真、自らが既に投票したこと（投票内容は知らされない）を友人に告げるボタンを選択的に表示された者は、表示されなかつた者と比較して、投票率が高くなつたとのことである。

また、フェイスブックの「いいね」から、個人のさまざまな情報が予測できることが判明している。アメリカで行われた実験では、フェイスブックで何に「いいね」ボタンを押したかを収集・分析しただけで、そのユーザーが白人か黒人かを95パーセントの確率で、女性か男性かを93パーセントの確率で、共和党支持者か民主党支持者かを85パーセントの確率で、キリスト教信者かイスラム教信者かを82パーセントの確率で正しく分類できたとされている。つまり、「いいね」からのプロファイリングにより特定個人の支持政党が高い確率で予測できるのである。

そうすると、「いいね」のようなソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）上の公開情報を利用したプロファイリングにより、特定政党を支持しうると予測される者に対してのみ先のような情報をフェイスブックの画面上に表示させれば、選挙結果の操作すら可能となりかねない。

選挙の公正確保には、有権者に政党や候補者に関する情報が自由かつ均等に伝達されることが最低限求められるが、プロファイリングによって、これが失われ、民主主義の根幹である選挙の公正すらも害されかねないのである。

#### 第4 マイナンバー制度におけるプロファイリングの問題点（危険性）

1 マイナンバー制度は、特定個人に割り振られた特定番号であるマイナンバーによるデータマッチングを企図する制度であり、データマッチングはプロファイリングと分かちがたく結びついている。

マイナンバーによってひもづけられることが予定されている情報は、例えば氏名、年齢、性別、住所、家族構成、勤務先名などに加え、本籍、年収、納税額、金融機関口座、前科・前歴、病歴、通院歴、投薬歴等の通常他人が知ることのないセンシティブな個人情報も含まれる。

このようなひもづけられた個人情報をもとに、自動化されたプロファイリングによって本来開示していない当該個人のさらなる情報を推知（収集）することは、個人が自らの情報を開示するかしないかといった自己情報をコントロールする機能を奪うものであり、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示されない自由」（憲法13条）を侵害する。

2 しかも、納税額、金融機関口座、前科・前歴等のひもづけられた情報は、その正確性が担保されている。正確な個人情報と結びつくことにより、より一層、プロファイリングのもつ危険性が高まる。

たとえば、個人の金融機関口座の取引履歴からは、当該個人の継続的な取引形態が正確に把握できることから、その選好をプロファイリングして将来の消費行動を予測することは容易である。しかもマイナンバーを使えば複数の金融機関口座の情報をデータマッチングすることができるのであり、取引形態に加えて他のさまざまな情報をむすびつけてプロファイリングすれば、当該個人の思想信条までも予測可能となりうる。どのような情報と思想信条とが相関関係があるかは人間には不明であっても収集分析や予測はコンピュータによって全て自動化されており、使用データの意外性から個人の思想信条の推知は十分にその可能性がある。

とりわけマイナンバー制度において危険なのは、これらのひもづけを国が個人の正確な情報をもとに、かつ、広範囲に行うことにある。ひもづけが強制的に実施され、自動的にプロファイリング可能な状態におかれることにより、本来、国家からのぞき見されることのない思想信条といった個人の内心までもが露わにされ思想良心の自由（憲法19条）が侵害されるのみならず、個々人に

対応した情報のみが提供されフィルターバブルの形成により価値判断、言論及び行動（ひいては投票行動）にまで国家が介入できる危険性があるのである。

しかも誰か（為政者）が意図的に行わなくとも、自動的にこれらの危険性が生じることが一層問題なのである。

## 第5　まとめ

ビッグデータの活用に一定の利便性があることは否定できないとしても、個人がこの利便性を享受するか否かは個人の自由な意思決定に委ねられるべき事柄である。自己情報コントロール権といつても、情報がいったんネットワークシステムに組み込まれると、訂正や消去など本人のコントロールは事実上困難となる。

しかも、プロファイリングの特徴の一つが自動化であり、マイナンバー制度を管理する行政機関が意図せずとも要配慮個人情報が本人の同意なく収集可能となる。また、正確な個人情報をもとにプロファイリングが行われることにより、国家が個人の思想信条を推知することも可能となる。さらには、プロファイリングにより特定の個人に向けて情報を発信することにより投票行動への影響を及ぼしかねない。

このような危険性があるにもかかわらず、さまざまな個人情報を収集し自動化されたプロファイリングを行い「個人に合ったきめ細やかな」サービスの提供を謳うマイナンバー制度に国民を強制的に組み込むことは、個人の自己情報コントロール権・個人の思想良心の自由を侵害し、国民ひとり一人をフィルターバブルの状態に陥らせることで選挙の公正すらも害するものである。

これらの危険性が仮に抽象的危険性にすぎないとしても、個人がいたずらにその危険性にさらされるべきではない。これらの危険性を除去するためには、個人が自らの意思によりマイナンバー制度に留まるか離脱するかを選択しうることが不可欠である。ところが、現行制度上、国民にはマイナンバー制度からの離脱の自由は認められていない。マイナンバー制度を探るか否かは政策問題だとしても、

国民ひとり一人がこの制度に組み入れられるか否かは個人が自らの意思決定により決めるべき問題である。

したがって、離脱の自由が認められていない現行のマイナンバー制度は違憲である。

以上